

# 令和元年度第2回川崎市住居表示懇談会

## 次 第

日時 令和2年2月20日（木）午後3時  
場所 第4庁舎4階 第1会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 麻生区岡上地区の新町界案・新町名案について
- (2) 高津区上作延地区及び向ヶ丘地区の町名・町界について
- (3) その他

### 3 閉 会

【次回】令和2年度第1回住居表示懇談会開催予定日  
日時：令和2（2020）年8月以降  
場所：未定（別途お知らせいたします。）

#### 【配付資料】

- 【資料1】麻生区岡上地区住居表示の実施に向けた検討について
- 【資料2】住居表示の実施基準等（街区方式）
- 【資料3～5】岡上地区町界案図
- 【資料6】今後のスケジュールについて
- 【資料7】上作延地区・向ヶ丘地区について
- 【資料8】上作延地区・向ヶ丘地区の位置図
- 【資料9-1・9-2】上作延・向ヶ丘の町界図（添付省略）

## 麻生区岡上地区住居表示の実施に向けた検討について

### 1 住居表示検討委員会の設置について

岡上地区では、平成27年から各町内会に対して住居表示に関する説明会、住所の表示方についての勉強会を重ね、令和元年9月に麻生区岡上地区住居表示検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置しました。検討委員会では、住居表示を実施する範囲や住居表示実施により新設する町の境界や名称の案について検討します。

また、検討委員会は、地域の声を反映させるため、地元の町内会である岡上町内会及び岡上西町会に所属する全11名で構成されています。

### 2 住居表示検討委員会での検討経過

実施年月	内容
令和元年9月27日	第1回 住居表示検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>住居表示検討委員会の役割、委員会規約について</li> <li>住居表示検討委員会設立のお知らせ（案）について</li> </ul>
令和元年12月2日	第2回 住居表示検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域の住居表示について</li> <li>新町界を検討するにあたっての基準や考え方について</li> </ul>
令和2年1月22日	第3回 住居表示検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>新町界（案）について</li> </ul>

### 3 検討状況について

(1) 検討を開始するにあたり、令和元年11月にお住まいの方や事業者に対し、住居表示について検討を開始した旨のチラシを配布し、周知しました。

今後は、住居表示に関する法律第5条及び住居表示の実施基準（資料2参照）等に基づき、検討を進めていきます。

参考【住居表示に関する法律（昭和37年5月10日法律第119号）抜粋】

（町又は字の区域の合理化等）

第5条 街区方式によって住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。

2 前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難しいときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

## (2) 住居表示実施区域について

一般的には市街化区域を住居表示の対象区域としていますが、岡上の半分が市街化調整区域であり、住居表示の実施区域とするかどうか、検討しました。

市街化調整区域を含めた住居表示の実施を望む意見が一部の住民からありましたが、以下の理由から、委員会の総意として市街化調整区域の今回の実施は見送ることです承されています。

- ・市街化調整区域には戸数が少なく、住所の表示が複雑ではなく、同番の問題も生じていない。戸数が増える可能性も低い。
- ・竹林部や田畑が多く、現在の環境が変わった場合（新しく道ができる等）に、住所を付番する基礎番号が複雑になる可能性がある。
- ・仮に市街化調整区域の一部を町界とした場合、区域内を東西に横断する主要な道路もなく町界を設定することが困難である。

## (3) 新町界案について

事務局から町界の基準を説明した後、検討委員にあらかじめ町界案を検討していただきました（資料3参照）。その上で、事務局にて提出案を反映した町界案（資料4参照）及び事務局の提案する町界案（資料5参照）を作成し、委員会にて話し合いました。

両町内会の境界間でも町界を設定するか検討しましたが、町内会の境で正確に町界を定めることが困難であること、町内会の境と町界は無関係であり、これまでも同じ岡上として協力していることから、事務局が提案した案（資料5）を基本として検討を続けることで決定しました。

## (4) 新町名案について

次回の検討委員会にて検討をする予定です。

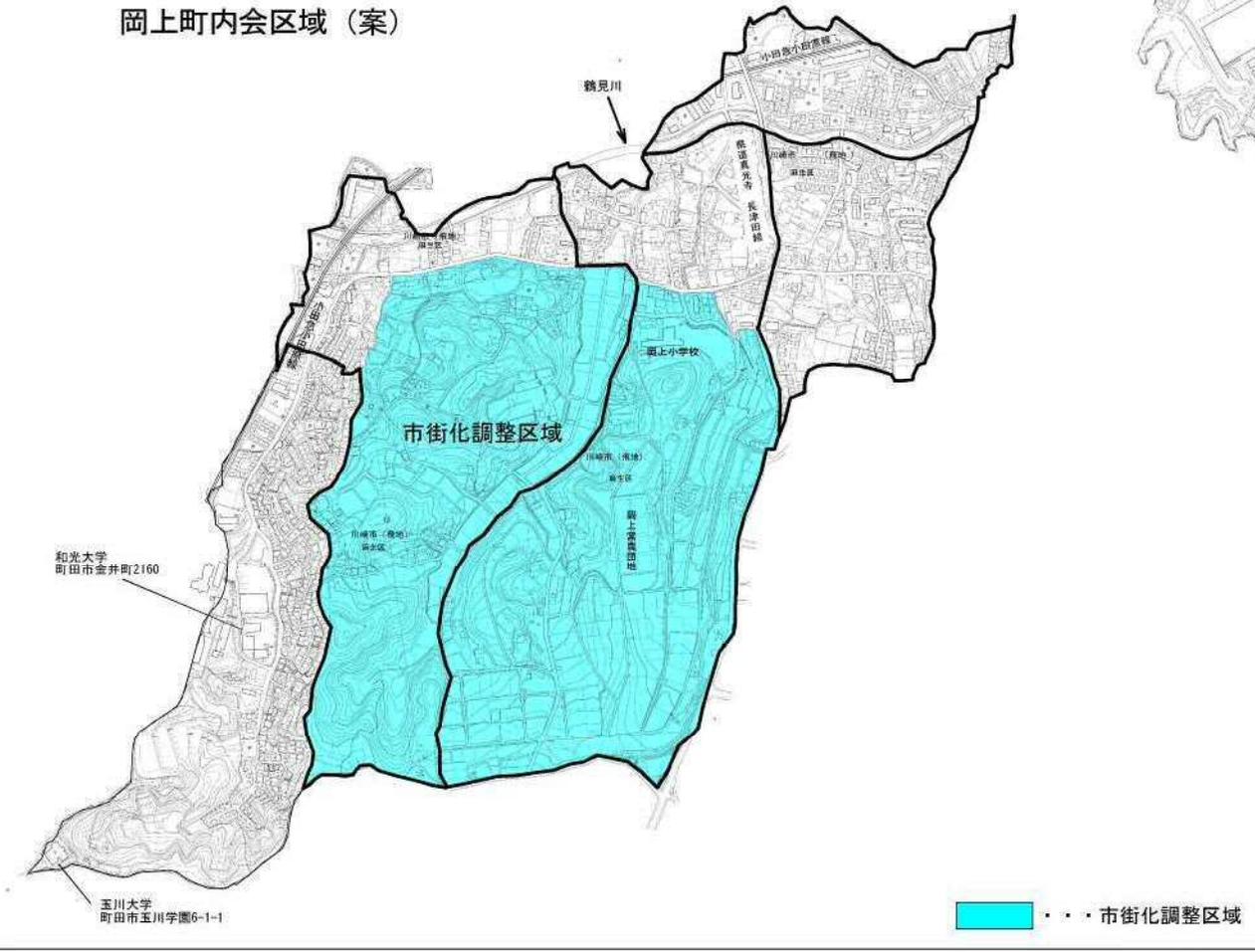
## 4 今後のスケジュールについて

資料6参照

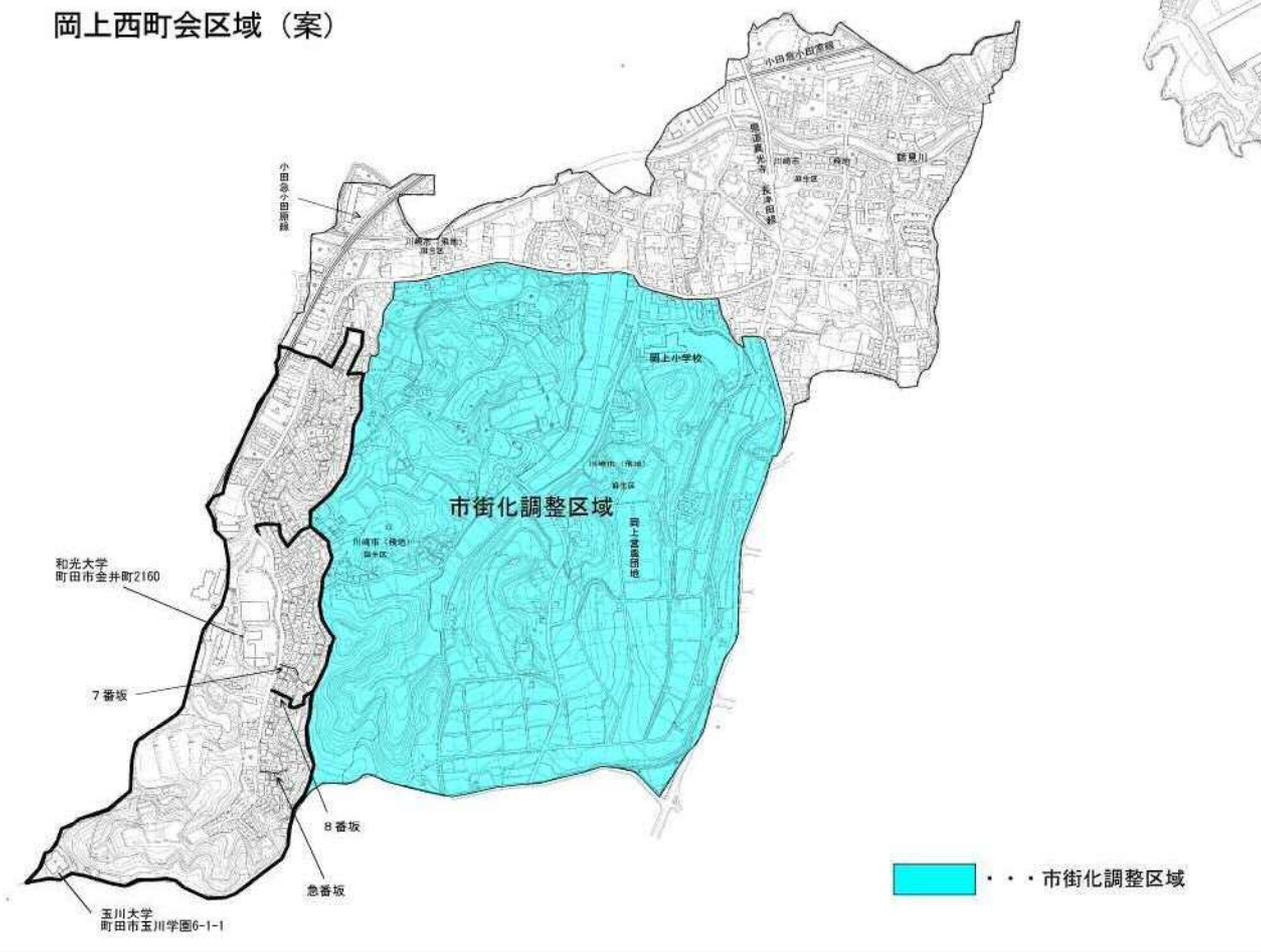
## 住居表示の実施基準等（街区方式）

		基準等	実施例
1	街区方式	道路等で囲まれた街区内にある建物に、住居表示のための番号を用いて表示をする方法。	
2	町名の定め方	従来の名称を基本とし、新たに町名をつける場合は歴史・伝統・文化の上で由緒ある名称を選択し採用する。	
3	町の境界	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の境界は、公道、河川、水路、鉄道又は軌道の線路など恒久的な施設などとする。</li> <li>・実施区域の状況等によっては、公共溝渠、コンクリート塀などであっても、それが恒久的な施設として認められるものについては、町の境界としてもさしつかえない。</li> </ul>	
4	町の境界線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路のうち、おおむね東西に通ずるものは、原則として南側の側線とする。</li> <li>・道路のうち、おおむね南北に通ずるものは、原則として東側の側線とする。</li> </ul>	
5	町の形状	境界が複雑に入りくんだり飛び地が生じないように、できるだけ簡明な境界線をもって区画された一団を形成するよう留意する。	
6	町の規模	6.6ha～33ha	2.4ha～75.4ha（平均18.6ha）
7	基準点	小田急新百合ヶ丘駅（麻生区）	
8	丁目の配列	原則として基準点から放射状につける。	
9	丁目の数	おおむね、5丁目程度とする。	9丁目
10	街区符号	基準点に最も近い街区を起点として、連続蛇行式により配列する。	
11	街区数	30前後の街区数が理想的である	60街区（平均22街区）
12	住居番号	基礎番号は基準点から見て、右端又は基準点に最も近い街区の角を起点として右回りに番号を付ける。	
13	実施面積	約71.1ha（麻生区岡上）※市街化調整区域除く	
14	住居表示と町内会・自治会組織の関係	町内会・自治会は、地区の住民が地域生活を営むために作られた、住民組織でありますので、住居表示実施に伴う新町界・新町名は、町内会・自治会組織の区域・名称とは別であり、町名・町界が変更されても町内会・自治会組織にまで影響を及ぼすものではありません。	
15	住居表示検討委員会	住居表示の実施にあたっては、「住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない」（住居表示に関する法律第3条第4項）との趣旨に沿って、実施予定地区の関係町内会・自治会等から選出された代表者による、「住居表示実施検討委員会」を設置し、地元等の意見集約を行い、新町界・新町名について協議、検討します。	

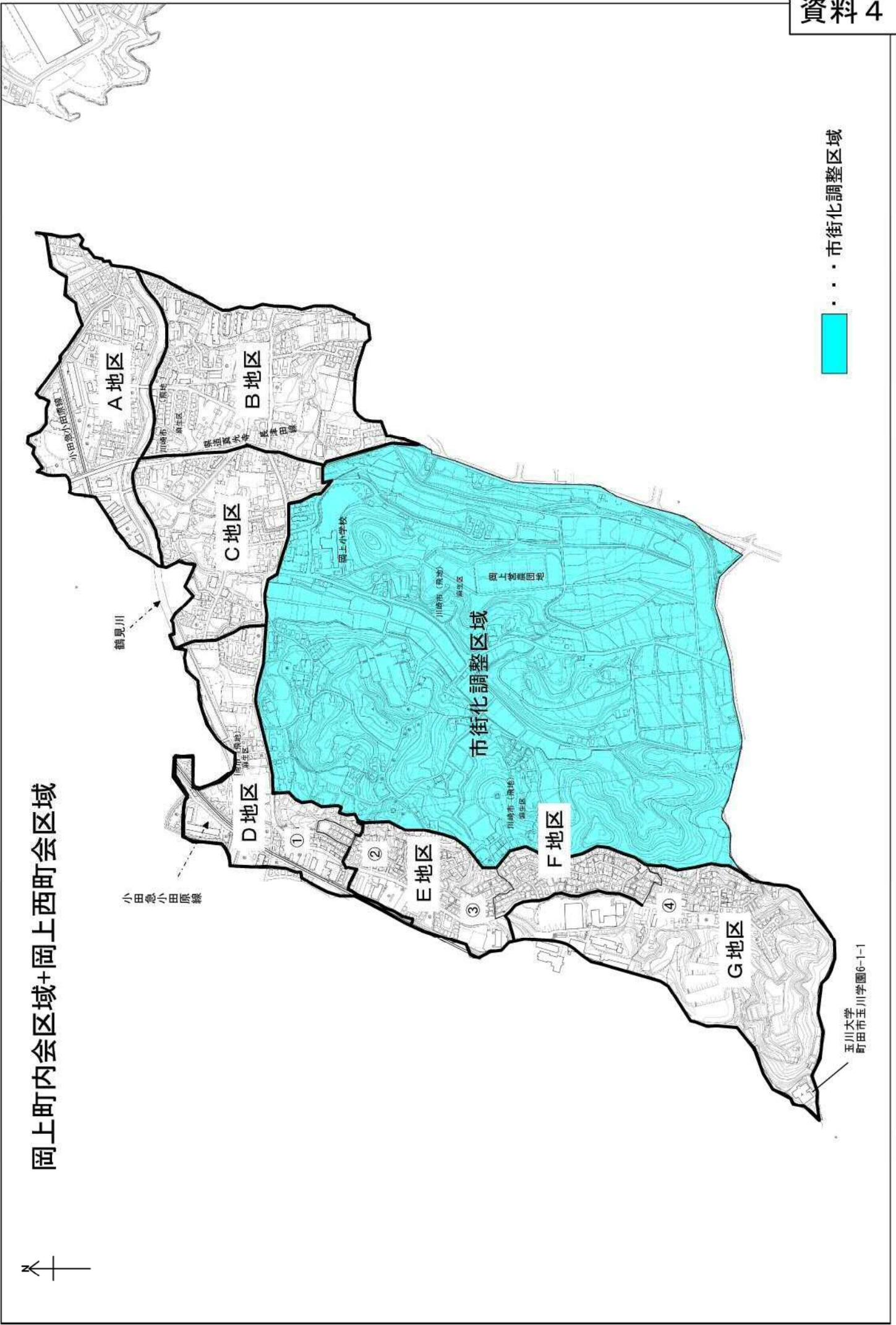
岡上町内会区域 (案)



岡上西町会区域 (案)

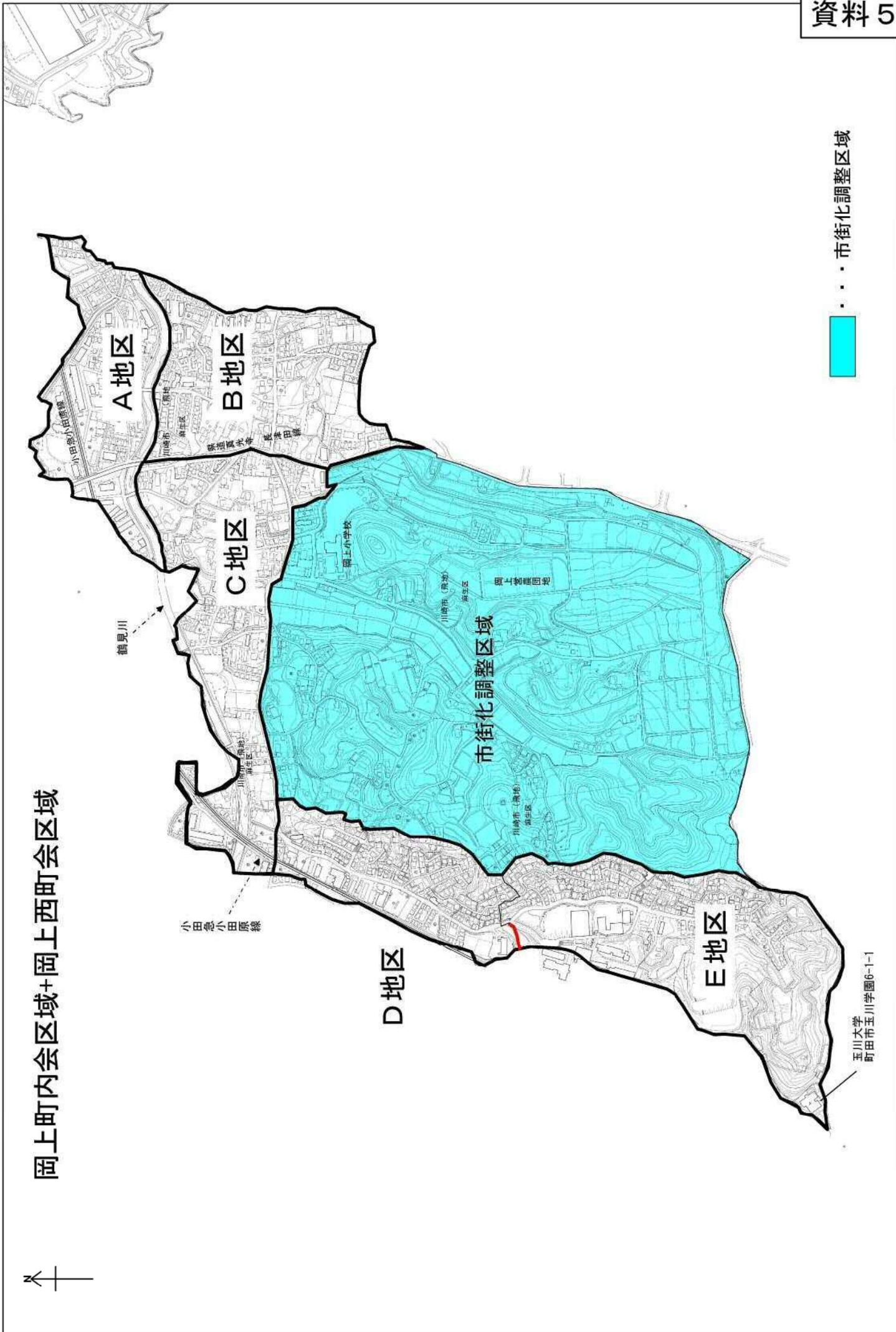


岡上町内会区域+岡上西町会区域



市街化調整区域

岡上町内会区域+岡上西町会区域



市街化調整区域

## 今後のスケジュールについて

年 月	内 容
令和2年2月28日	<b>第4回検討委員会</b> ・新町界・新町名（案）についての検討
令和2年3, 4月	<b>第5回検討委員会</b> ・検討結果等を踏まえ、再検討及び新町名の提案・検討（決定） 令和3年度住居表示実施地区を決定
令和2年5月以降	<p>☆「新町界・新町名案についてのお知らせ」の配布 地元住民への周知のため全世帯・事業所等へ配布。→意見等の確認。</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p><b>検討委員会（案の反対意見多数の場合）</b> 新町界・新町名案について、地元住民の意見等を踏まえた再検討及び調整</p> <p>☆「新町界・新町名案についてのお知らせ」の配布 再検討した新町界・新町名案を周知</p> </div>
令和2年9月末	<b>検討委員会（新町界・新町名案の承認）</b> ・新町界・新町名（案）の承認 ・各検討委員から確認書及び検討委員長から市民文化局長への報告書を作成 ⇒市民文化局長へ新町界・新町名（案）の報告及び受理 ・令和3年度の住居表示実施地区の決定
令和2年11月	告示手続（5条の2） ※12月～1月にかけて告示行う
令和3年2月	・町区域の設定の議案提出 ・実施区域及び方法の議案提出
令和3年3月	・町区域の設定について議決 （地方自治法第260条第1項） ・実施区域及び方法の議決 （住居表示に関する法律第3条第1項）
令和3年度以降	◎住居表示の実施

※検討状況により、検討委員会の開催回数が増える場合あり。

## 1. 上作延地区・向ヶ丘地区の概要

### (1) 位置・地形

上作延地区・向ヶ丘地区は、川崎市の中央部、高津区の西側に位置し、東と北は下作延、西は宮前区神木本町（しぼくほんちょう）、南は宮前区宮崎に接している。

地区の中央は、西から東に向かって「平瀬川」が流れ、その周辺は平坦な低地となっている。平瀬川を挟んだ北側と南側は緩やかな丘陵で、そこは住宅市街地が広がっている。また、北側丘陵地を上った先の一帯は、市営緑ヶ丘霊園が整備されている。

### (2) 町名の由来

**上作延**・・・「サク」は「狭間」を意味するところから、平瀬川とその流域の低地を南北から丘陵地が挟むかたちになって東西に延びていることから命名されたなど、諸説あります。

**向ヶ丘**・・・明治22年の市町村制の施行のときに上作延、菅生、平、長尾、下作延の飛び地が合併してできた「向丘村」（むかおかむら）にちなむ町名。「向丘村郷土誌」に向丘村の村名は、このときの旧長尾村の鈴木久弥村長が名付けたとされています。

多摩丘陵のことを古くから多摩の横山、向の丘と呼んだことから命名され、当時は「むかおか」と呼ばれていました。

※「川崎の町名」日本地名研究所編から抜粋。

### (3) 世帯数・人口

上作延	5,159世帯 11,364人
向ヶ丘	1,223世帯 2,372人

※平成30年川崎市統計書（平成30年9月末現在）

(4) 地区の沿革

1888年（明治22年）	市制町村制の施行。 上作延、菅生、平、長尾と下作延の飛び地が合併して向丘村（むかおかむら）が成立。
1938年（昭和13年）	向丘村は川崎市に編入、川崎市上作延となる。 向丘村の名はこの時に消滅。
1951年（昭和26年）	戦時中、軍用地として接收されていた上作延南部が返還され、その地域は上作延から分離して「向ヶ丘」（むかいがおか）となる。
1972年（昭和47年）	川崎市が政令市となり（区政施行）、高津区が誕生。 高津区上作延、向ヶ丘となる。
1982年（昭和57年）	分区が施行され、高津区の一部から宮前区が誕生。 この時に向ヶ丘の一部が宮前区になる。
1982年（昭和57年） 以降	宮前区向ヶ丘は「住居表示」の実施に併せて町名も変更。この時に「向ヶ丘」の町名は消滅。 高津区向ヶ丘は住居表示未実施、町名は現在まで存続。

## 2. 住居表示に関する取組の経緯

### ■昭和 55 年 川崎市行政区画審議会の答申

- ・分区によって宮前区と高津区の両方にまたがることになる「向ヶ丘」のうち、高津区の「向ヶ丘」については、隣接する上作延へ編入するか、または字名を変更するなどの措置が必要という答申が出される。

### ■昭和 56 年 4 月～6 月 向ヶ丘連合町内会と川崎市の協議

- ・「高津区の向ヶ丘だけ変更するのは理解できない、変更するのであれば全地域を対象にすべき。」との意見が出され、協議をした結果、高津区・宮前区の「向ヶ丘」を町名も含めて、住居表示により整備することとなった。

### 上記の結果を受けて宮前区「向ヶ丘」の住居表示の実施

実施日	実施地区	実施後
昭和57. 7. 1	長尾、向ヶ丘の一部	神木本町 1 丁目～5 丁目
昭和60. 11. 5	平、向ヶ丘の一部	平 1 丁目～6 丁目、南平台、けやき台
昭和61. 11. 23	菅生、向ヶ丘の一部	菅生 1 丁目～6 丁目、初山 1 丁目、2 丁目 犬蔵 1 丁目～3 丁目
昭和63. 2. 29	菅生、向ヶ丘の一部	水沢 1 丁目～3 丁目、潮見台

- ・高津区向ヶ丘地区についても、「向ヶ丘」の地名を用いずに住居表示による整備を引き続き検討。

### ■昭和 58 年 1 月 住居表示検討委員会

- ・高津区向ヶ丘地区の住民から「向ヶ丘」の地名を残すよう要望書(1,120名)が提出される。

### ■昭和 58 年 7 月 住居表示検討委員会を中断

- ・向ヶ丘地区を高津区上作延に編入すること等について合意できず、委員会を中断。

(事実上、住居表示の取組は中止。)

■平成6年11月～ 住居表示検討委員会を開催。

- ・全体会議5回、正副委員長会議12回、作業部会3回、検討報告会4回、検討経過説明会3回

■平成8年11月 「高津区向ヶ丘地区の住居表示の存続に関する陳情書」が市長あて提出される（署名者：1,138名）。

■平成10年3月 第12回正副委員長会議

- ・「向ヶ丘」の地名を残したい要望が強く、新町名（南原「みなみはら」、向原「むかいはら」など）を一本化できず、住居表示検討委員会の解散を決定。

（再び住居表示の取組は中止。）

■平成23年6月、24年6月、27年5月・7月 上作延町会から申出、打ち合わせ

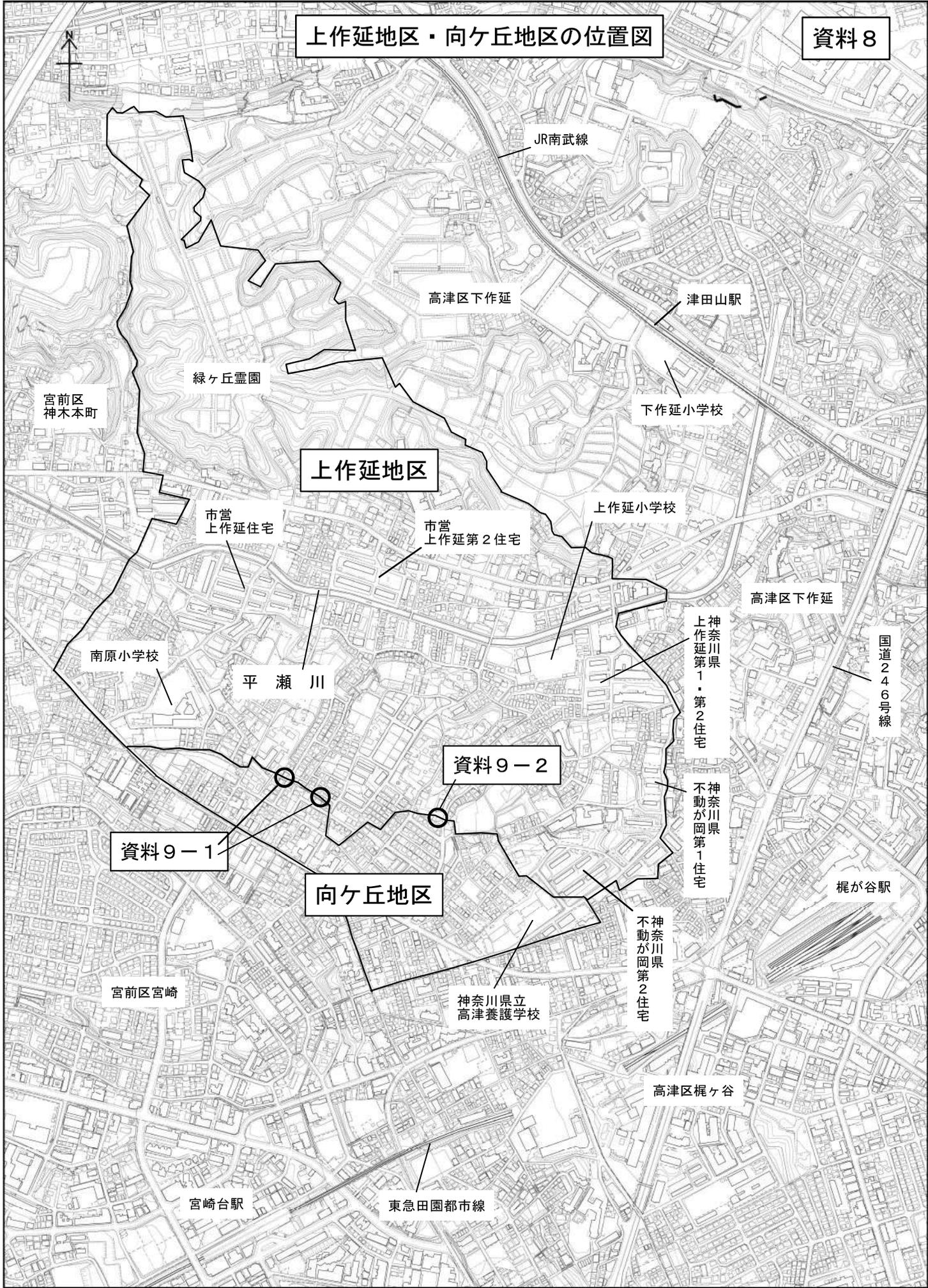
- ・住居表示実施に向けた町内会の考え方、市の考え方、住居表示実施における「向ヶ丘」の地名の使用の可否について意見交換を行う。
- ・実施時期は、5～10年程度先（今井→馬絹→野川地区の後）になることを説明。

■平成29年～

- ・上作延町会において向ヶ丘地区住民の意向について、アンケートを実施して確認。アンケート結果は「向ヶ丘」の町名は残すことを希望する者が多数であった。
- ・住居表示実施に向けて各町会・自治会に説明会。

上作延地区・向ヶ丘地区の位置図

資料8



500 m  
1:9,990